

株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員長中間報告

平成26年6月13日

株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員会は、三次市が出資する三次ケーブルビジョンの平成24年度三次市個別外部監査結果報告において、経営上の課題や問題点が数多く提起されたことにより、三次市議会としても、これを三次ケーブルビジョン固有の問題として看過することはできないとの意見が多く出され、その全容の解明と適正かつ健全な経営を構築することを目的として、平成25年2月28日に13人の委員をもって設置されました。

これまでに、特別委員会を21回開催し、市担当部からの聞き取りや平成13年から平成25年当時、本事業に携わった市の関係者及び三次ケーブルビジョン関係者からの意見聴取を行いました。

更には、100条委員会を設置された他市の視察や各種資料提出を求めるなど、精力的に調査を実施してまいりました。

今回は、次の6項目について現在までの調査の経過を報告するものであります。

1 三次ケーブルビジョン設立時の問題点について

本事業は、当初から三次市の人口規模では採算性の問題から、民間での設備投資が不可能であり、「官」である市が主導で、CATV設備の全てを負担してきた。従って、CATV事業体として発足した会社は、市場の狭隘さから当初から利益が出る体質ではないことを意識していたはずである。

参考人の意見聴取においても「公設民営という考えは、検討の段階から認識していた。」「この事業は採算が取れない性格である。」、また、吉岡元市長も「民設民営では、当然、全てを賄うことができない。」と当時発言されているように、設立時から、公設民営での運営が考えられていた。しかし、市民や議会の中には、会社が単独で黒字経営できるとの認識も多くあり、当局の説明不足は否めない。

このことから、事業開始時から十分な収支計画、設備計画の議論もないまま

に事業を進めたことにCATV事業の大きな問題が存在していると考える。

更に、「営利を目的とするのか」「非営利を目的とするのか」を明確にしない官民合同による「第3セクター方式」は採用すべきではなかったのではないかとの意見もある。外部監査報告では、「三次市民に対する情報提供者として責任を持って赤字であろうと、地域住民に必要なインフラストラクチャ（税金で整備する道路、上下水道などの社会基盤、構造基盤の総体）投資としてのCATVの運営を行うべきである。あくなき利潤を追求する資本主義の論理に従う必要性はない。」「会社の存在意義は『非営利の事業体』としての存在であって決して、剰余金の処分（株式配当）を目的とする『純粋な営利企業』ではないというべきである。」と第3セクターとしての位置づけと大義名分を結論づけている。

しかし、会社関係者からの意見聴取では「株式配当は必要である。」との意見があり、この事業の有り様について基本認識のずれが生じている。

ただ、本特別委員会の意見は、第3セクターの株式配当について完全否定するものではなく、市民への説明責任を果たしながら、民間団体の参加や施設運営形態も含め、今後の検討課題と捉えている。

2 IRU契約の問題点について

IRU契約とは、関係当事者の合意がない限り、破棄したり、終了させることができない永続的な回線使用权のことで、「破棄し得ない使用权」とも言われており、長期にわたり安定的使用の権利を認める契約である。

中山間地域である三次市では、当初から民間では設備投資が不可能であると想定し、市がCATV事業のすべてを負担し、三次ケーブルビジョンに貸出し、サービス提供は三次ケーブルビジョンが行うもので、事業費の市負担部分を三次ケーブルビジョンが賃料として市に支払う、他に例を見ない契約を締結している。

その具体的内容は、市が平成15年度から平成20年度までの直接事業費の累計額64億円のうち、市の一般財源持ち出し分21億8千万円を三次ケーブ

ルビジョンが21年間で市に対して支払うと言うものであるが、その賃借料の用途について、現在までの調査において起債償還に充てるのか、基金に積立とするのか当時の執行部内の協議が不十分であったことが分かってきた。

参考人からの意見聴取においても「IRU契約そのものについては協議していない。」「賃貸料を設備更新に充てるのか、起債償還に充てるのかの意思決定に関わった記憶はない。」「契約締結業務は行ったが契約の過程を含めて、充分把握をしていない。」「充分な詰めなしで、当面の契約をした。」等の回答であった。

実際は、起債償還相当額と賃貸料が同じであることから、当初は償還に充てることを想定していたものと考えられるが、後にこの賃貸料は、三次市ブロードバンドひかり基金の積立となっている。

特別委員会の中で、執行部に対し「IRU契約の締結・変更について議会議決は必要なかったのか。」と確認したところ、「物品を適正な対価で貸付ける場合は必要なかったと解釈している。」との回答であり、そもそもIRU契約について、議会への説明がなかった背景があった。

これらの経過から、その用途の変更に至る過程については、執行部の説明不足と議会の認識不足のまま基金条例議決が行われたことについて、反省すべきである。

このことについては、今後も必要な調査を行うこととしている。

3 設備更新投資計画について

会社設立後10年を経過して、現有の施設や通信設備の更新時期が順次到来することから、会社技術担当者により設備更新費用に、今後、84億円が必要と試算され、提案されているが、市においてはその更新計画に対する考え方は定かではない。

この件に関して、この事業に携わった市担当者8人から聞き取りした主な内容は次のとおりである。

(1) 当時市長であった吉岡氏は、自らの後援会報で「CATVの設備に係る市

の実際の持ち出しは0円となる。」と掲げており、この内容を守ることが当時の政策として絶対であった。

(2) 「過疎債等の財源資金をもってハード面の整備を行い、当然、一般財源部分の持ち出しが起債の関係で出てくるから、それについては三次ケーブルテレビの方で施設使用料として払ってもらうことで、将来にわたっても市の持ち出し、起債償還も含めて負担の出ない仕組みとして、今現在計画を行っている。」と平成17年3月定例会の一般質問において答弁があった。

(3) 「平成20年度第3期開局までは、整備対応に市担当職員、会社職員双方とも全力を傾けており、機器の更新について具体的協議はなかった。平成20年度もデジタル化への対応でいっぱいだった。それ以降も未だに耐用年数を迎えていないこともあり、市、会社とも協議を行って来なかった。」

以上のような意見であった。

更に、平成25年6月定例会での増田市長の答弁は「当時、将来にわたっての一般財源の持ち出しは出ない仕組み。(略)よって、市は一般財源を持ち出さないということで進んできた。」「導入当初に更新計画が策定されていなかったことが疑問である。」「会社規模、営業収益から言って極めて困難である。会社が成り立たない仕組みではないかというように理解をしている。」としながらも、公設民営の責任は市にあるとし、巨額の更新費用に係る問題については、今後、方向性を定めて整理すると明言されている。

これらのことを勘案すれば、当時の一般質問に吉岡元市長が「将来にわたっても持ち出さない仕組み」と発言したことが、最も基本的かつ必要な将来に対する準備を遅らせた要因となったと考えられる。

参考人聴取において「誤解を与えた発言であった。」と本人も認めている。

4 二重帳簿，二通りの決算書問題について

三次ケーブルビジョンが開業時から税務署に指摘されるまでの5年間にわたり使い分けていた株主総会用と税務用の二通りの決算書の存在については、結果的に会社が赤字であったことから、追徴金は発生してはいないものの、通常

は、会社の年間収支をひとつにまとめた帳簿類を責任ある会社幹部や監査人を通じて、総会に諮られ、納税申告されるべきものであり、考えられない会計上の処理である。外部監査人に決算の操作が行われていたと指摘されても弁解のしようがない。

しかしながら、この点については、参考人がその立場になかったため記憶が曖昧であること、当時の関係者も現在は在職していないことから、原因の究明には至らなかった。今後も可能な限り調査を行うことを特別委員会で確認している。

5 子会社「ピオネットサービス株式会社」について

平成20年に清算された子会社「ピオネットサービス株式会社」は、宅内工事、機器の設置、保守メンテナンス等に関する業務を効率よく高い精度で作業を行うこと、あわせて広告代理業、映像ソフトの制作や配給など多くの事業を担うとして設立された。平成17年の開局以降、宅内工事請負業者として一括的に受益者のニーズに対応されてはいるが、第3期地区の工事が完了したことから、設立時に掲げていた多くの業務には手も付けず、目的が達成されたとして突然に清算されている。

参考人聴取で、会社関係者は「役割を終えたため、清算した。当時は短期的に専門的な部門の会社が必要であった。」と発言し、市関係者は「関わりがなかった」と意見を述べている。また、外部監査報告書では、「清算時（平成20年）には、株主6人は各々50万円の出資に対し、5万円の買取り価格を三次ケーブルビジョンに負担させ回収している。投資資金の回収余剰があったためである。この金額は僅かであるが、質的に重大である。」と指摘している。

このことから、子会社の設立、そして存在を機動性やコストパフォーマンスを理由に正当化されるが、そのことだけでは、わざわざ設立して実施してきた事業の優位性が見いだせず、更に、外部監査時に備えるべき書類が適正に管理されていなかったため、調査の依頼に適切に対応できなかったことなどから、ペーパーカンパニーに近い存在と指摘されるのは当然であると考える。

ただ、ペーパーカンパニーから連想されるような不正な会計の処理は、提出された資料を審査した限りでは、見られなかったことは申し添えておきたい。

6 今後へ向けての課題について

CATV事業は、新市まちづくり計画に市と市民の情報ネットワークの構築として高度情報通信網の整備が掲げられ、平成17年12月には『三次市情報化推進計画（グランドデザイン）「市民発、e-都市みよし」』を策定し、ケーブルテレビの光ファイバー網の整備を柱とするICT（情報通信技術）基盤の整備に積極的に取り組んできたものである。

この先進的な取組によって、ブロードバンド・ゼロ及びテレビ難視聴地域の解消と地上デジタルテレビ放送への移行における完全対応などを早期に実現することができた。

更に、新たな三次市総合計画には「みんなが安心して暮らせる災害や犯罪に強いまち」として、多様な防災情報伝達手段の確保が謳われ、この設備の役割は大きく、現在は市民にとって必要不可欠なサービスとして定着しており、今後も期待する部分は大きい。

しかしながら、これまでの調査において出された意見や様々な状況を振り返ると市と三次ケーブルビジョンとの連携が図れていないと感じられる。

現在の目まぐるしく変化する社会情勢の中、本市の生き残りをかけた「挑戦」に必要なこの情報システムの安定的な運用を行政の責務として、あらゆる情報をオープンにし、更なる公正と透明性の確保をめざすこと。併せて、適正かつ健全な経営を構築するため、財政状態の課題も反映した今後の設備更新投資計画を早期に作成され、市と三次ケーブルビジョンの双方で共有、そして連携し、「将来の方向性を見据えた業務改善」を積極的に進められたい。

本特別委員会もこの目標を達成できるよう、引き続き、調査・研究を通じて提言することとし、中間報告とします。